

事業者様用

当マニュアルは随時、最新情報を更新・掲載します。
下記“第〇判”が最新であることをご確認ください。



宿泊事業者様向け取り扱いマニュアル



体験王国 いばらき割

令和5年10月1日
からの事業再開版

最新版は新事業第2判
9月4日制定のもので
※情報が更新されておりますので、
必ず最新版をご覧ください。

体験王国いばらき割事務局

住 所 〒 310-0015 茨城県水戸市宮町 2-4-33 小林ビル 2階

電 話 番 号 **029-225-1016**

※土曜日のみ **0570-064-407** にて対応いたします。

メールアドレス ibaraki-shukuhaku@or.knt.co.jp

事業所営業時間 月曜日～金曜日 9時30分～17時00分

(土曜、日曜、祝日休業)

目次

1. 体験王国いばらき割（全国旅行支援）の概要	3
2. 本事業の参加条件	4
3. 「体験王国いばらき割」の全体スキーム	5
4. 体験王国いばらき割（全国旅行支援）対象商品の販売方法	6
5. 地域応援クーポンの取り扱い	12
6. 地域応援クーポン付与方法	13
7. 支援金割当について	15
8. 販売実績報告について	16
9. 実績報告書類の記載例	17
10. 「体験王国いばらき割」利用に係る留意事項	20
11. Q&A（よくある質問）について	21
終頁. 「体験王国いばらき割」事務局について	25



1. 体験王国いばらき割（全国旅行支援）の概要

体験王国いばらき割（全国版）は、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な発展に寄与する宿泊に対し、割引に係る費用、および地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン等の付与のために必要な費用を支援する事業であり、地域の観光需要を喚起しようとするものです。

(1) 支援対象（以下のいずれかに該当する方）

日本国内に在住されている方

※ 2023年5月8日より、ワクチン3回接種・検査陰性の要件は不要となりました。
但し、居住地の確認および不正防止のため、本人確認書類の確認は必要です。

(2) 支援内容

宿泊旅行 ^{※3} 1人1泊あたり（税込）	割引支援	クーポン券付与
平日 2500円以上	宿泊費の20% （上限3,000円）	2,000円分
休日 1250円以上		1,000円分

※³ 宿泊は1旅行で7泊が上限となります。

(3) 対象期間

2023年10月1日（日）から2023年12月27日（水）宿泊分まで

※ 2023年12月28日チェックアウト分までです。

（12月27日までにチェックインを行った連泊でも12月29日以降は対象となりません）

※ 対象期間が変更になることもありえますので、最新情報はホームページをご覧ください。

(4) 感染拡大時の事業の停止について

緊急事態措置区域 又は まん延防止等重点措置区域として指定された場合、若しくは茨城県が停止の必要があると判断した場合には、本事業は停止いたします。

2. 本事業の参加条件

1. 宿泊事業者

以下の条件にすべて該当するものとします。

1. 茨城県内に所在する宿泊施設であること
2. 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けていること
または、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に規定する届出を茨城県知事へ届け出ていること
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定される施設でないこと
4. 申込受付時またはチェックイン時に、~~ワクチン~~接種または陰性証明及び身分証等を確認できる仕組みがあるもの（コピーは預かる必要はありません。目視のみの確認で可）
※ 2023年5月8日以降はワクチン接種証または陰性証明の確認は不要となります。
5. ~~いばらきアマビエちゃん~~に登録していること
※ 2023年3月31日以降は運用停止につき登録不要となります。
6. 感染が拡大した場合に本事業を停止することに同意できること

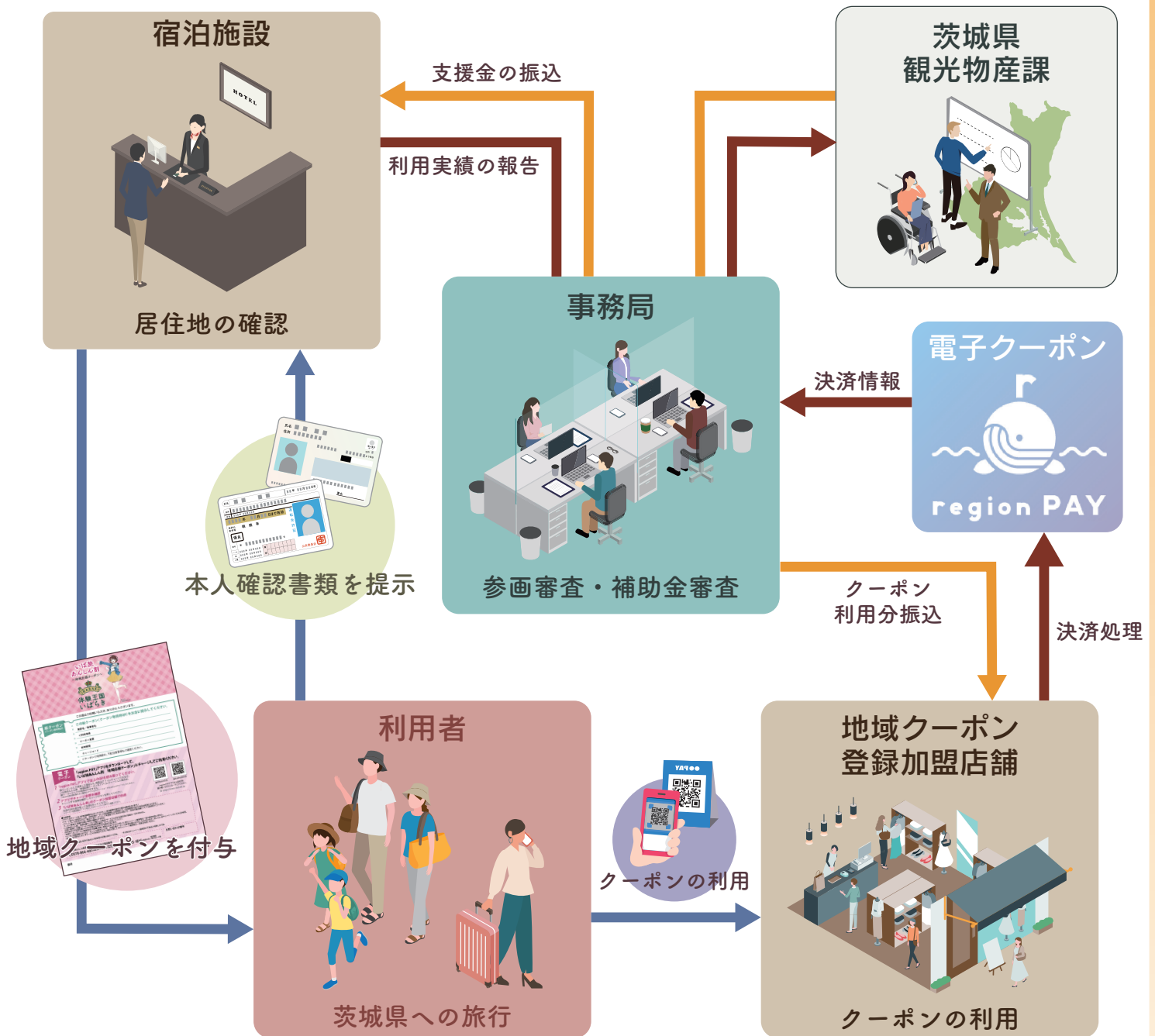
2. 地域応援クーポン加盟店

以下の条件を満たすものとします。

1. 茨城県内の商工会・商工会議所・法人会・観光協会・ホテル旅館生活衛生同業組合・バス協会・タクシー協会等、茨城県内の地域団体の会員である茨城県内の店舗
2. 以下に掲げる店舗に該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く）を営む店舗

3. 「体験王国いばらき割」の全体スキーム

▼ 全体スキーム図（参加申し込みから精算までのフロー）



予約方法

WEB・電話・来店等で予約

割引方法

事業者は旅行日当日、本人確認書類等を確認し、割引料金で精算。

精算方法

事業者から実績を事務局へ報告し、割り引いた金額を請求。内容を精査して事務局より支払い。

4. 体験王国いばらき割（全国旅行支援） 対象商品の販売方法

1. 販売期間

(1) 割引対象期間

2023年10月1日（日） から 2023年12月27日（水） 宿泊分まで

※ 2023年12月28日チェックアウト分までです。

（12月27日までにチェックインを行っての連泊でも、12月28日以降の宿泊分は対象となりません）

※ 対象期間が変更になることもありえますので、最新情報はホームページをご覧ください。

※ 上記期間内であっても、予算がなくなり次第、順次、販売終了としてください。

(2) 予約受付開始日

2023年9月11日（月） 午前10時 予約受付開始

2. 割引額とクーポン付与額

宿泊商品の販売とクーポンの付与を行います。

割引額とクーポンの付与額については、割引前の商品価格と、当事業の定める平日・休日の規定により、下表のように定められています。

宿泊旅行 ^{※1} 1人1泊あたり（税込）	割引支援	クーポン券付与
平日 2,500円以上	宿泊費の20% （上限3,000円）	2,000円分
休日 1,250円以上		1,000円分

※¹ 宿泊は同一旅行で7泊までが上限となります。

3. 支援金額の算出手順

支援金額は、合計宿泊料金を基準に算出します。合計宿泊料金は次のように、

- ① ひとつの旅行として申し込まれた利用者全員の合計宿泊料金での記入
- ② 利用者個別の合計宿泊料金

での記入が可能です。

支援金額の算出方法については、利用者へ周知のうえで販売ください。

① 支援金額の確認手順（宿泊者全員の合計宿泊料金）

合計宿泊料金 170,000円 / 3泊 4日 大人 2名、子供 1名

(ア) 宿泊者全員の合計宿泊料金に対して **20%** を乗じて支援金額とします。

(イ) 1人1泊あたりの上限額を、泊数と人数で乗じて当該宿泊の上限を算出します。

(ウ) (ア) と (イ) を比べ、上限を超えていたら上限額までが実際の支援金額となります。

(ア) 合計宿泊料金の20%

(イ) 支援金上限額 (上限×泊数×人数)

合計宿泊料金 170,000円

支援金上限額 3,000円

(ウ) 上限チェック

支援金補助率 20%

泊数 3泊 人数 3名

170,000円 × 20%

3000円 × 3泊 × 3名

=34,000円

= **27,000円**

② 支援金額の確認手順（利用者個人の宿泊料金）

合計宿泊料金 170,000円 / 3泊 4日 大人 2名、子供 1名

《内訳》

(カ) 大人A

・ 合計宿泊料金：70,000円 / 3泊 4日 / 大人 1名

・ 支援金額：宿泊費の20% 14,000円 > 上限 3,000円 × 3泊 = 9,000円

(キ) 大人B

・ 合計宿泊料金：70,000円 / 3泊 4日 / 大人 1名

・ 支援金額：宿泊費の20% 14,000円 > 上限 3,000円 × 3泊 = 9,000円

(ク) 子供

・ 合計宿泊料金：30,000円 / 3泊 4日 / 子供 1名

・ 支援金額：宿泊費の20% 6,000円 < 上限 3,000円 × 3泊 = 9,000円

⇒ 9,000円 + 9,000円 + 6,000 = **24,000円** が支援金として適用される。

この例のように、算出方法によって支援金額が異なる点にご留意ください。

4. 割引額とクーポン付与額

宿泊旅行の場合 宿泊日とその翌日がともに法定上の休日 である場合、その宿泊日を『休日』として扱います。(観光庁準拠)

[考え方の例]

曜日	月	火	水(祝日)	木	金	土	日	月(祝日)
区分	平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日	平日

5. 支援対象者と確認方法

(1) 支援対象者

日本国内にお住まいの方

※ ワクチン3回接種または検査で陰性という要件は2023年5月8日以降不要となりました。

居住地の確認および不正防止の観点から、本人確認が必要となります。

(1) 単独で利用が可能な本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、顔写真の貼付された各種福祉手帳、そのほか官公庁から発行・発給された書類で顔写真が貼付されたもの

(2) 補助書類^{*1}が必要な本人確認書類

健康保険証、年金手帳、顔写真の貼付がない各種福祉手帳、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、官公庁から発行・発給された書類等

※¹・・・公共料金の領収証書など

(1)、(2)いずれも住所の印字がない場合には、住所の確認ができる書類を併せて提示する必要があります。(日本国内の居住確認のため)

「体験王国いばらき割」の対象となる商品について

(1) 宿泊商品

茨城県内の宿泊施設の宿泊商品で、1回の予約につき最大7連泊までが対象となります。

<セットプランについて>

旅行者の予約時に確定している、宿泊以外のサービスがセットになったプランも割引対象となります。ただし、金券類などをセットにしたプランは割引対象外です。

割引対象・対象外のセットプランについて以下に例示します。

サービス内容	対象
飲み物、食事	○
お土産	○
入場券（換金性が低く、かつ払い戻しができないもの）	○
エステ、マッサージ	○
体験型アクティビティ、ゴルフ	○
タクシー、バス、旅客船、レンタカー	○
金券類（商品券、クオカード、図書券、宿泊券、旅行券、ビール券、切手、収入印紙 等）換金性の高いもの	×
宿クーポン、マイレージ	×
その他転売や払い戻しにより換金することが容易なもの	×
その他、事務局が不相当と認めたもの	×

※予約時にサービス内容が確定しているセットプランが対象です。当日に追加発生するサービスは対象外です。

6. 対象商品の販売について

(1) 割引額について

本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に「体験王国いばらき割」による支援額があることを、利用者が認識できるように表記を行ってください。

(2) 利用条件について

以下の内容を明示し、利用者の同意を得てください。

- ~~宿泊日当日において、ワクチン3回目接種済であること
または有効期間内の検査結果が陰性であること（PCR検査・抗原定量検査・NEAR法は検体採取日を含め4日以内、抗原定性検査の場合は検体採取日を含めて2日以内が有効期限となります）~~
 - ~~検査結果の提示は、①受検者氏名、②検体採取日、③検査結果、④検査方法、⑤検査所名が明記されているものを利用すること
1枚の書類で必要事項を満たさない場合には補助書類を持参すること~~
- ※ 上記につきましては2023年5月8日（月）以降、不要となりました。
- 本人確認、および居住地の確認できる書類を提示できること
 - 条件を満たさない場合の対応について
（取消料の扱い、料金の変更が発生する場合はその内容 等）
 - 確認書類の持参忘れ等により、チェックインまでに予防接種済証または検査結果通知書および本人確認書類を確認できない場合、後日の提出は認められないこと
 - 理由の如何にかかわらずキャンセル料の補填はされないこと
（事業停止の場合においても、キャンセル料の補填はございません）
 - 都道府県により細かな条件、ルールが異なるため「体験王国いばらき割」の利用には茨城県の定める条件、ルールに従う必要があること
 - その他、事業者側より利用者に通達する必要があると思われる事項について
（適用対象外のプランがある場合、クーポンの利用の可不可 等）

(3) 利用同意書兼電子クーポン受領書について

~~不正防止およびクーポン受領に係わるトラブル回避のため、「利用同意書兼クーポン受領書」に利用者の署名をいただいでください。但し、この書面は事務局への提出は不要です。お手元にて5年間の保管をお願いいたします。~~

※ 2023年5月8日より「利用同意書兼クーポン受領書」が不要になりました。

7. キャンセルの取り扱い

体験王国いばらき割（全国旅行支援）では キャンセル料は一切補填いたしません。

2021年6月19日～2022年10月11日まで、いば旅あんしん割（県民割）では、一定の条件を満たす場合のキャンセルについて、キャンセル料を補填して参りましたが、全国版へ移行するにあたり、これを改定することとなりました。

事業停止、検査陽性、いずれの場合もキャンセル料の補填はありません。
以前より事業にご参画いただいている事業者様は、この点についてご留意ください。



5. 地域応援クーポンの取り扱い

体験王国いばらき割の利用者に対して、茨城県内の土産店、飲食店等で利用可能なクーポンを付与します。利用者へのクーポン付与は、宿泊事業者が責任をもって行ってください。

名称	体験王国いばらき割 地域応援クーポン券
発行券種	電子クーポン
有効期間	チェックイン日 ~ チェックアウト日の23時59分まで ^{※1}

※1・・・飲食店等、入店は日付変更前でも精算が23時59分を超えた場合には利用ができなくなりますのでご注意ください。

割引額とクーポンの付与額については、割引前の商品価格と当事業の定める平日・休日の規定により、下表のように定められています。

宿泊旅行 1人1泊あたり(税込)	割引支援	クーポン付与
平日 2,500円以上	宿泊費の20% (上限 3,000円)	2,000円分
休日 1,250円以上		1,000円分

クーポン発行後の宿泊キャンセルについて

未使用、且つアプリへのチャージをおこなっていない場合には、管理画面から発行のキャンセルが可能です。

発行をキャンセルしていただき、変更された日程で再度クーポンを発行してください。

1円でも使用している、またはすでにアプリへのチャージをおこなっている場合には、事務局でも取消処理をおこなうことができません。

これについて、以前は減泊分のクーポンをご返金いただいておりますが
2023年4月より

- ・減泊分のクーポン金額をお伝えし、利用しないようお約束いただく
 - ・万が一減泊分のクーポンを利用された場合にはご返金いただくことをお伝えする
 - ・すでに利用している場合にはご返金いただく
- という対応へ変更いたします。

基本的には「お願い」のみで、金銭的なご負担をいただかない形への変更です。

トラブルを避けるため、利用者様へクーポンをお渡しの際には、上記についてご案内いただきますようお願いいたします。

すでに利用済のものなど、減泊分のクーポンについて返金を受けられましたら、事務局までご連絡ください。

6. 地域応援クーポン付与方法

付与方法は以下のパターンがあります。

① 宿泊事業者への直接予約

平日	2,000 円分	電子クーポンにて付与する
休日	1,000 円分	

※宿泊代金が平日2,500円未満、休日1,250円未満の場合には、支援金もクーポンも付与できません。電子クーポン発行・利用の詳細についてはregionPAYのマニュアルをご確認ください。

② 旅行事業者を経由してのご宿泊

旅行業者を経由してのご予約についても宿泊先でのクーポン付与を行っていただきます。旅行業者は予め販売先の宿泊事業者に対し、当事業が適用される対象者を特定した上で予約とクーポン付与額の通知を行ってください。(通知がない場合には当該旅行事業者へ問い合わせください)

宿泊事業者は該当の利用者に対し、旅行業者の代わりにクーポンを付与してください。

③ インターネット専門の事業者を経由してのご宿泊

楽天、じゃらん等のOnline Travel Agent (以下OTA事業者とする) 経由のご予約についても、宿泊事業者よりOTA事業者に代わってクーポンの付与を行ってください。OTA事業者からの予約情報通知には、クーポン付与額などの通知が書かれていない可能性がございます。

予約情報をご確認いただき、商品価格に合わせたクーポンの付与を行ってください。付与額については①と同様です。

※「体験王国いばらき割」では、旅行事業者への割当はありません。旅行事業者(OTA事業者含む)からのご予約に適用される場合は、自社の割当をご利用いただき、割引を行ってください。

下記の紙クーポンは一切配布・使用ができません

配布・受取をしてしまった場合、事務局では対応できかねますのでご注意ください。



電子クーポン印刷見本

印刷はカラーでなくても構いません。システムに入力された人数分が印刷されます。



この度はご利用いただき、ありがとうございます。

紙クーポン (クーポン取得用QR)



この紙クーポン(クーポン取得用QR)をお店に提示してください。

施設名/事業者名 体験王国いばらき割サンプルホテル

ご利用者様 茨城 太郎

クーポン金額 2,000円

有効期間 2023年1月10日～2023年1月11日

チャージコード iBataBiAnsHin2023

※クーポンご利用前に、下記注意事項もご確認ください。

電子 クーポン

「region PAY」アプリをダウンロードして、「いば旅あんしん割 地域応援クーポン」にチャージしてご利用ください。

1 「region PAY」アプリで左上のQRを読み取ってください。

紙クーポンとして利用した場合にも、残高はアプリにチャージできます。
いば旅あんしん割 地域応援クーポンをアプリにチャージした場合は、紙クーポンとしての利用はできません。

※左上のQRが読み取れない場合は、アプリよりチャージコードを入力してチャージしてください。

2 アプリでチャージ金額を確認

チャージする金額を確認し、チャージボタンを押してください。

3 「いば旅あんしん割」のクーポン加盟店舗で利用

お店のQRを読み取って決済を行ってください。

※クーポン加盟店舗はアプリ内もしくはキャンペーンHPでご確認ください。



▲iPhoneの方



▲Androidの方

region PAYアプリは上記QRを読み取ってダウンロードしてください。

<https://www.ibatabi.jp>

●注意事項

- アプリへのチャージは上記有効期間内に行ってください。(有効期間が過ぎた場合は無効となります。)
- チャージ後のいば旅あんしん割 地域応援クーポンの有効期間も上記期間です。(有効期間が過ぎた場合は無効となります。)
- スマートフォンをお持ちでない場合は、紙クーポンとして本書面でのご利用も可能です。(利用可能店舗については制限がございます。)
- クーポン残高は、店舗でお買い物時に確認ができます。
- いば旅あんしん割 地域応援クーポンで購入した商品・サービスに対する返品及び返金は一切できません。
- お買い物時に、店舗とクーポンの利用金額を確認してから、決済してください。
- 折れ曲がりや水濡れ等によりQRが読み込めなくなる場合があります。
- 本紙クーポン(クーポン取得用QR)の盗難・紛失・滅失によるトラブルに対して、本キャンペーン事務局は一切の責任を負いません。
- クーポン加盟店舗におけるクーポン(いば旅あんしん割 地域応援クーポン)の使用対象とならないものがあります。詳しくは、本キャンペーンサイトFAQを参照。
- 通信会社の都合により、本サービスの利用ができない場合に関して、本キャンペーン事務局は一切責任を負いません。

●禁止事項

- 本クーポンの譲渡、転売行為および詐欺等の犯罪に結びつく行為。 ・その他本キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

いば旅あんしん割事務局 利用者向け電話番号

☎0570-064-407 (平日および土曜日) 9時30分～17時

☎029-225-1016 (平日のみ) 9時30分～17時

お問い合わせ番号

7. 支援金割当について

(1) 支援金の配分割当について

茨城県及び事務局が決定した支援金の配分割当額の範囲内で商品造成や宿泊プランをご設定ください。**配分を超過した場合、事業者でご負担いただきます。**販売実績報告で事務局が販売できる見込みがないと判断した場合、支援金の配分割当を減額する場合があります。減額した分は、事務局が判断した時点で販売見込みのある事業者に再配分を行います。

(2) 支援金の追加配分について

事業全体の状況により、予算の追加配分が可能となった場合は、一斉メール等でご連絡をいたします。

また、事務局として販売状況を把握しておく必要がございます。(利用者からの問い合わせ対応等のため)

予算消化により販売を停止される場合は、事務局までご一報ください。

なお、配分された予算を超えて販売・予約を受けられた場合、**事業者の負担となります**ので、予算の管理は厳密に行っていただきますようお願い申し上げます。とくに、予約を受けられたあとに予算の不足が原因で利用者へキャンセルや正規料金での宿泊を迫られる行為は、信頼を損ないますので厳に慎んでください。

8. 販売実績報告について

事業者様の販売実績報告に関して

(1) 実績報告

以下の報告期日までに、販売実績報告書をご提出ください。

宿泊期間	2023年10月1日～2023年12月27日 宿泊分
販売実績 報告期日	当月末締め翌月10日必着 ※10日が土日祝の場合、翌営業日必着

事務局からの振込は原則として、

各月販売実績報告期日(毎月10日締切)より30日以内

に行います。

< 販売実績報告書の提出書類 >

- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 実績内訳シート(様式第6号)
- ③ 利用実績が証明できる書類

↳ 宿泊の実績が確認できるもの。

予約記録や領収証や予約台帳、予約帳簿等、実績を確認できるもののコピー

報告書類は3点です



上記3点をご提出ください。2023年1月以降はメールでの提出も可能となりました。また、郵送・持参される場合にも、可能な限り②についてはメールをご送付ください。

✉ 送付先 ibaraki-jisseki@or.knt.co.jp

※データ受信専用アドレスです。こちらに問い合わせ等を送付されても対応できかねます。

(2) 支援金額の確定・請求

事務局は、上記の販売実績報告書一式による交付申請を受付後、申請内容を審査の上、支援額の確定作業を行います。

書類に不備があったり、誤りがあると支払いに影響が出ますので、すべての書類一式に間違いがないか、よくご確認ください。

書類に不備や誤りがあった場合、期日に遅れてご提出をされた場合は、支援金がお支払いできない可能性がございます。また請求漏れについても、期限内に行われなかった場合は支援金が支払われませんので十分にご注意ください。

9. 実績報告書類の記載例

9-1. 販売実績報告兼請求書(様式5号)

書き方見本

令和 5 年 11 月 1 日

殿

(体験王国いばらき割事務局扱い)

所在地：茨城県水戸市●●町 1-2-3
申請者名称：茨城記入例ホテル
代表者役職：代表取締役社長
代表者氏名：茨城 太郎

(印不要)

体験王国いばらき割 実績報告書兼請求書

体験王国いばらき割について下記のとおり請求します。

記

体験王国いばらき割

様式⑥とデータを一致させてください

1 宿泊料金・旅行代金割引総額

利用合計 (泊数)	合計請求金額 (円)
100 泊数	300,000 円

※利用合計は泊数計算 (4名が2泊なら8泊数と数えてください)

※様式6号の実績内訳シートに記載の内容と一致していることが条件です

- 2023年10月31日までの利用実績はこれですべてです。
- 以降、2023年10月31日までの利用実績について請求いたしません。

ご署名： 茨城 太郎

同意項目にチェックを入れて、署名をしてください。

国銀行	(銀行コード： 9999)
本・支店名	たいけん支店 (本・支店コード： 999)
預金種別	普通
口座番号	1234567
フリガナ	カ) イバラキニューレイホテル
名義人	株式会社茨城記入例ホテル

省略せずに正確にご記入ください

9-2. 販売実績報告兼請求書(様式6号)

※様式6号①表紙は不要となりました。内訳シートのみご提出ください。

書き方見本

10 月実績内訳シート

支援金利用総額 1,000円

事業者名 体験王国いばらき割記入例ホテル

※1名あたりの金額で割引を行っている場合は行を変えてご記入ください。

※①は1円以下切り捨ての設定になっています。変更したい場合は事務局までご連絡ください。

ver.230901

No.	宿泊者名 (代表者)	チェックイン	チェックアウト	泊数	人数	総泊数	宿泊料金合計	①20%割引額	②割引上限額	割引額 (①、②の低い方)	地域応援 クーポン付与	備考
								20%	3,000			
e.g.1	茨城 太郎	1月10日	1月15日	5	3	15	170,000	34,000	45,000	33,990	○	
e.g.2	常陸 花子	1月11日	1月12日	1	1	1	7,999	1,599	3,000	1,599	○	
1	水戸 次郎	10月10日	10月11日	1	1	1	5,000	1,000	3,000	1,000	○	
2				0		0		0	0	0		
3				0		0		0	0	0		
4				0		0		0	0	0		
5				0		0		0	0	0		
6				0		0		0	0	0		
7				0		0		0	0	0		
8				0		0		0	0	0		
9				0		0		0	0	0		
10				0		0		0	0	0		
11				0		0		0	0	0		
12				0		0		0	0	0		
13				0		0		0	0	0		
14				0		0		0	0	0		
15				0		0		0	0	0		
16				0		0		0	0	0		
17				0		0		0	0	0		
18				0		0		0	0	0		
19				0		0		0	0	0		
20				0		0		0	0	0		
21				0		0		0	0	0		
22				0		0		0	0	0		
23				0		0		0	0	0		
24				0		0		0	0	0		
25				0		0		0	0	0		
26				0		0		0	0	0		
27				0		0		0	0	0		
28				0		0		0	0	0		
29				0		0		0	0	0		
30				0		0		0	0	0		
31				0		0		0	0	0		
32				0		0		0	0	0		

該当期に宿泊されたお客様の予約・
精算データをご記入ください

記入について不明点がありましたら、事務局までご連絡ください。

<よくある質問>

Q1. 1グループ内に宿泊金額が違う人がいる場合の書き方は？

A1. 総額から算出している場合には、全員の宿泊料金を足し合わせた金額をご記入ください。
1名ごとの割引金額を算出して足し合わせている場合は、行を変えて記入してください。

No	氏名	チェックイン	チェックアウト	泊数	人数	総泊数	宿泊料金合計	① 20% 割引額	②割引上限額
1	山田 太郎	10/2	10/4	2	1	2	30,000	6,000	6,000
2	山田 花子	10/2	10/4	2	1	2	15,000	3,000	6,000

Q2. 領収書を会社名で書いている場合の宿泊者名の書き方は？

A2. 代表者様の氏名をご記入ください。
領収書は社名で発行可能です。内訳シートと領収書の宛名が違って構いません。

10. 「体験王国いばらき割」利用に係る留意事項

本事業は国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

●証票の保管について

- (1) 事業所様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について
宿泊内容が確認出来る、宿泊施設が発行した宿泊証明、又は旅行業者が発行する割引適用書、宿泊クーポン（控え）等は、原本の保管をお願いします。
- (2) その他の証票について
その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

●不正利用防止

- (1) ノーショウ防止
同じく県内の観光支援という観点から、宿泊付フリープランを購入して、実際には泊まらない、いわゆるノーショウについても支援対象外とします。
- (2) 利用制限のための措置について
事業登録者等は、ノーショウといった本事業の不正利用を極力排除するため、ホームページ等で利用できない旨を明確に掲示すること。また、不正利用が発覚した場合、事業登録者は事務局へ通報することとし、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した支援金の全部又は違反もしくは不正に係る部分の返還を求めるなどの措置を講じることとします。

●その他

- (1) 毎月10日に、前月の実績報告書を提出いただきます。
- (2) 報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (3) 実績内訳シート表紙に、報告内容に相違の無い旨、署名をお願いします。
※署名・捺印は支援事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
現在は署名欄はございません。右上の事業者名のみ間違いなくご記入ください。
- (4) 実績報告時には、実績内訳シートを取りまとめて提出いただきますので、実績報告時に提出いただく実績内訳シートのエクセルデータは保存しておいてください。
- (5) 制度の趣旨を踏まえ、要領等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- (6) 支援金をお客様へ還元せず、事業登録者の利益とすることは厳禁です。
- (7) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で公平に購入可能な販売方法を用いて下さい。
- (8) その他のご不明な点は、事務局あてお問い合わせください。
- (9) 体験王国いばらき割についての情報は、体験王国いばらき割事務局HPに掲載します。

※本事業マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更される場合があります。
最新版のマニュアル等について、逐次 HP 等から確認をお願いいたします。

11. Q&A (よくある質問) について

<ワクチン・検査パッケージ関係>

Q1. 新型コロナが5類へ移行するが、ワクチン接種や検査の確認はどうなるか。

A1. ワクチン・検査陰性の確認が不要となります。
2023年5月8日(月)以降は、ワクチン接種の確認および検査陰性の確認をおこないません。

Q2. 利用する際には何もチェックをおこなわないのか。

A2. 居住地の確認、および不正防止のために、本人確認は引き続きおこないます。
適用には住所の確認できる本人確認書類が必要となります。

Q3. 本人確認書類とはどのようなものか。

A3. (1) 単独で利用が可能な本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、顔写真の貼付された各種福祉手帳、そのほか官公庁から発行・発給された書類で顔写真が貼付されたもの

(2) 補助書類^{*1}が必要な本人確認書類

健康保険証、年金手帳、顔写真の貼付がない各種福祉手帳、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、官公庁から発行・発給された書類等

※¹・・・公共料金の領収証書など

(1)、(2) いずれも住所の印字がない場合には、住所の確認ができる書類を併せて提示する必要があります。(日本国内の居住確認のため)

Q4. 旅行日当日、本人確認書類を持参しなかった場合、後日の提示で認められるか。

A4. 後日の提示では認められません。

<割引適用関係>

- Q5. 9月11日(月)午前10時より前から予約をすることは可能か。
- A5. 予約受付の開始は9月11日午前10時から、対象宿泊施設で開始します。
(但し、準備が整った事業者様より順次となっておりますので、事業者により受付開始日が異なる場合があります)
開始日以前に「体験王国いばらき割」適用の予約をおこなうことはできません。
予約開始日以前の、既存予約については適用不可となっております。
※予約の取り直しをおこなう形であれば適用が可能ですが、取り直しの受付をおこなうか否かにつきましては、宿泊事業者様のご判断にお任せいたします。
- Q6. 対象施設へ予約すれば、自動的に割引が適用されるのか。
- A6. 予約する時に「体験王国いばらき割」の利用を申し出なければ、割引の適用がされません。利用者様への確認・同意をおこなわずに適用することは認められません。
- Q7. 対象期間が12月27日(水)宿泊分までとなっているが、予約の期限はいつまでか。
- A7. 予約の期限も12月27日(水)までです。
- Q8. 連泊の制限はあるのか。
- A8. 宿泊施設へ1回の予約で7連泊までが上限となります。
但し、12月27日までにチェックインを行った連泊でも12月28日以降の宿泊分は対象となりません。
- Q9. 事業者や自治体が振り出す割引クーポンや各種商品券等の金額割引券類や、補助制度(市町村割等)を併用することは可能か。
- A9. 当事業としては併用可能です。
併用をお考えの割引クーポン、補助制度等が併用可能かどうかもお確認ください。
なお「体験王国いばらき割」とその他の割引を併用する場合は、最初にその他の割引適用し、割引適用後の宿泊代金を基準として、当事業の割引額を算出してください。
※併用するかどうかは商品を造成する宿泊施設の判断となります。
- Q10. 日本国内に在住している他国籍の利用者について適用は可能か。
適用が可能な場合には居住地の確認にどのような書類の提示が必要か。
- A10. 日本国内在住であれば、国籍を問わず利用可能です。
通常書類(運転免許証、マイナンバーカード等)でご住所が確認できない場合には、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、賃貸や技能実習の契約書類等、現在の居住地が確認できるもののご提示が必要です。

Q11. 支援金算出の端数はどのように処理すればいいのか。

A11. 1円単位を基本としますが、100円未満までを切り捨てとして計算することができます。100円未満の金額内であれば、端数処理の金額は宿泊事業者の定めに基づき、ご判断いただくこととなります。

Q12. 総額から支援金を算出する場合、幼児や子供はどうなるか。

A12. 子供や幼児も1名としてカウント可能です。
但し、大人のみで算出すると基準以上でも旅行代金の異なる乳幼児を人数に加えることにより、最低旅行代金を下回る場合があります。

<決済関係>

Q13. 宿泊施設の決済システムが対応できないため割引前の価格(1万円)でクレジットカードで決済し、差額(3千円)を現金でお客様へ返すという取扱いは可能か。

A13. 出来ません。
1万円をクレジットカード決済し、3千円を現金でキャッシュバックするということは、実質的にクレジットカードのショッピング枠を現金化することや、実際の負担額以上にクレジットカードのポイントを取得することとなるため、認めることはできません。
クレジットカードで決済済みの宿泊に適用する場合には、クレジットカードの返金処理を行ってください。

<税務上の取扱い>

Q14. 「体験王国いばらき割」を利用して旅行した場合、県による支援額は課税対象となるのか。

A14. 課税対象となります。
「体験王国いばらき割」は、宿泊・旅行代金の割引相当額の給付を、宿泊・旅行事業者を通じて旅行者に対して行うものであり、この給付は税務上、旅行者個人の一時所得として課税対象となります。
但し一時所得については所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額と「体験王国いばらき割」による給付額との合計が年間50万円を超えない限り、旅行者個人の課税所得は生じません。

Q15. 消費税の課税事業者に該当する宿泊事業者が「体験王国いばらき割」対象の宿泊商品 11,000 円（消費税込）を販売する場合、その代金のうち旅行者から現金等で 8,800 円受領し、事務局から 2,200 円受領することになるが、宿泊事業者における消費税の課税売上はいくらとなるか。

A15. 「体験王国いばらき割」による割引相当額の給付は旅行者に対して行われますが、旅行者は実際に収受することはなく、宿泊事業者が旅行者に変わって給付金を受領することになります。

このため宿泊事業者が販売する宿泊商品の対価の額が変わるものではありません。（宿泊事業者が値引きを行うものではありません）

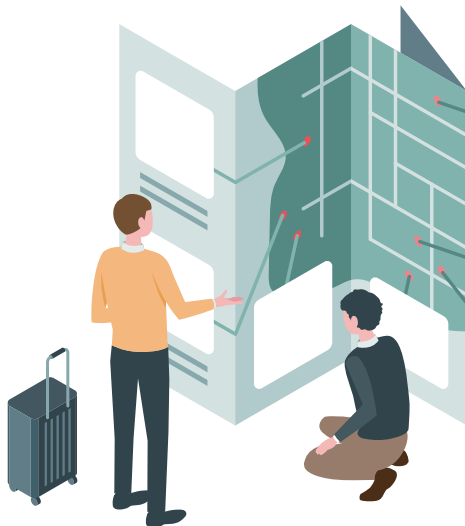
したがって、消費税の課税事業者に該当する宿泊事業者が「体験王国いばらき割」対象の宿泊商品 11,000 円（消費税込）を販売する場合には、消費税の課税売上げ（税抜き）は 10,000 円となります。

Q16. 消費税の課税事業者に該当する地域応援クーポンの取扱店舗が 2,200 円（消費税込）の商品販売の際に、その代金のうち 1,000 円分の地域応援クーポンと現金 1,200 円を受領する場合、取扱店舗における消費税の課税売上げはいくらとなるか。

A16. 地域応援クーポンは、旅行先の土産物店等での商品代金等の支払に利用できるものとして県から旅行者に給付されるもので、県が商品代金等の一部を負担するものです。

このため、地域応援クーポンの取扱店舗が販売する商品の対価の額が変わるものではありません。（取扱店舗が値引きを行うものではありません）

したがって、消費税の課税事業者に該当する取扱店舗が 2,200 円（消費税込）の商品販売の際に 1,000 円分の地域応援クーポンと現金 1,200 円を受領する場合、取扱店舗の消費税の課税売上げ（税抜）は 2,000 円となります。



終頁. 「体験王国いばらき割」事務局について

各事業者の皆様へ寄り添い、円滑な運営を心掛けてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

不明な点がございましたら、下記事務局までお問合せください。
なお、電話が繋がりにくい場合は下記アドレスにてeメールでもご質問を承っておりますので、遠慮なくお送りください。

体験王国いばらき割専用のホームページを整備しております。
随時更新しておりますのでご覧ください

<https://ibatabi.jp/>

「体験王国いばらき割」事業事務局

事務局住所

〒310-0015
茨城県水戸市宮町 2-4-33 小林ビル 2階

コールセンター

宿泊事業者用 029-225-1016

一般利用者 および
地域応援クーポン利用店舗 0570-064-407

ナビダイヤル案内：#1 = 一般利用者向け
：#2 = 利用店舗向け

メールアドレス

ibaraki-shukuhaku@or.knt.co.jp

事務局営業時間

月曜日～金曜日 9時30分～17時00分

宿泊事業者用：土日祝休業 / 一般・クーポン利用店舗用：日祝休業

